

## 「自動車タイヤ」意匠特許権侵害民事再審事件

——中国における意匠特許権の保護範囲と公知意匠の抗弁——

中 島 敏\*

**抄 録** 中国において意匠特許への関心は極めて高く、その出願件数は、毎年急増しており、2012年では日本の20倍を超える65万件余もあり、もとより世界一であった。これに伴って重要な意匠特許権侵害事件も発生しており、被告が公知意匠の抗弁を提出することも少なくない。2011年3月1日に最高人民法院が下した民事再審判決は、公知意匠の抗弁に対する判断手法について、司法解釈の規定を更に精緻化した新たな基準を示し、また特許意匠の特徴の把握や類否判断の手法についても重要な判示がなされているので、詳しく紹介する。

### 目 次

1. はじめに
2. 「自動車タイヤ」意匠特許権侵害民事再審事件、最高人民法院2011年3月1日判決（2010民提字第189号）
3. 意匠特許権の保護範囲に関する特許法、司法解釈、審査指南と本件判決等
4. 公知意匠の抗弁に関する特許法、司法解釈と本件判決等
5. おわりに

### 1. はじめに

意匠権は知的財産権のなかで発明特許と比べて、従来は重要度がそれほど高くないように見られてきた面がある。しかし、例えばアップル対サムスンの訴訟のなかで意匠権が大きい割合を占めているように、意匠権侵害をめぐる重要な紛争が発生することがあり、意匠権に対する注目が高まっている。

中国において、意匠権は意匠特許権として、発明特許、実用新案特許とともに特許法の規定により保護される<sup>1)</sup>ことは周知であるが、中国では極めて多数の意匠特許出願が行われてお

り、毎年の増加率も極めて高い。2006年から2012年までの7年間で3.3倍にも増え、年平均の増加率は47%である。その結果、2012年の出願件数は、中国（65万7,582件）が日本（3万2,309件）の実に20倍を超えた（表1）。中国における意匠出願の意欲は極めて旺盛である。2012年の意匠新規登録件数は、中国46万6,858件、日本2万8,349件である。

中国最高人民法院は知的財産権の分野で法令解釈を統一する布石として、確定判決に対する再審請求を積極的に受理しており、2011年3月1日民事再審判決（2010民提字第189号）は、意匠特許権侵害事件に関して被告からしばしば提出される「公知意匠の抗弁」について新たな判断基準を示し、さらに公知意匠や慣用デザインを参酌したうえで、意匠特許権の保護が及ぶ範囲を判断する基準を示した裁判例として注目に値する。

\* 弁護士・弁理士 Satoshi NAKAJIMA

表1 意匠出願件数、登録件数の日中対比  
(最近7年間)

	出願件数		登録件数	
	日本	中国	日本	中国
2006年	36,724	201,322	29,689	102,561
2007年	36,544	267,668	28,289	133,798
2008年	33,569	312,904	29,382	141,601
2009年	30,875	351,342	28,812	249,701
2010年	31,756	421,273	27,438	335,243
2011年	30,805	521,468	26,274	380,290
2012年	32,309	657,582	28,349	466,858

## 2. 「自動車タイヤ」意匠特許権侵害民事再審事件，最高人民法院2011年3月1日判決（2010民提字第189号）

公知意匠の抗弁について，その判断手法を明らかにするとともに，公知意匠等を参酌した意匠特許権侵害の成否をめぐる判断の基準を示した最高人民法院の最新の民事裁判例として，最高人民法院2011年3月1日判決（2010民提字第189号）が注目に値する<sup>2), 3)</sup>。

この裁判は，原告株式会社ブリヂストンが，その有する中国意匠特許権ZL00348649.4号，意匠の名称「自動車タイヤ」（以下「本件意匠特許権」といい，その意匠を「本件特許意匠」という）を被告ら（浙江省及び北京市の中国企業）が侵害したとして訴えた意匠特許権侵害事件の民事再審判決である。

この案件で第一審である北京市第二中級人民法院，上訴審である北京市高級人民法院は，いずれも被告が提出した公知意匠の抗弁を認め，原告の訴えを棄却した。判決は，上訴審判決により確定した（中国の裁判は二審制である。民事訴訟法10条）が，これを不服とする原告が再審を請求（民事訴訟法178条）し，最高人民法院が再審開始を決定したうえ，本案について最高人民法院で審理を行ったものである。

### (1) 本件訴訟の当事者，判決日等

本件訴訟の当事者及び裁判所，事件番号及び判決日は次のとおりである。

原告 （二審上訴人，再審請求人）株式会社ブリヂストン

第一被告 （二審被上訴人，再審被請求人）浙江杭廷頓公牛橡胶有限公司

第二被告 （二審被上訴人，再審被請求人）北京邦立信轮胎有限公司

第一審 北京市第二中級人民法院，（2007）二中民初字第391号民事事件 2007年6月20日判決【原告の請求を棄却】<sup>4)</sup>

第二審 北京市高級人民法院，（2007）高民終字第1552号民事事件 2007年12月18日判決【上訴棄却，原判決維持】

再審 最高人民法院（2010）民申字第108号 2010年10月26日決定【再審開始決定】

最高人民法院，（2010）民提字第189号 2011年3月1日判決【第一審，第二審判決取消，差止・侵害賠償請求等認容】<sup>2)</sup>

### (2) 本件訴訟の概要と原告の意匠特許権

本件訴訟は意匠特許権侵害をめぐる民事訴訟であって，浙江省所在の第一被告が製造し，北京市所在の第二被告が販売する「BT98」型自動車タイヤ（以下，これを「被告物品」といい，その意匠を「被告意匠」という）が原告の有する下記の意匠特許権（本件意匠特許権）を侵害するか否かが争われた。

本件意匠特許権は，次のものである。

中国意匠特許番号 ZL00348649.4  
 特許権者 株式会社ブリヂストン  
 意匠の名称 自動車タイヤ  
 中国意匠特許公告日 2001年9月26日  
 中国意匠特許登録日 2001年8月11日  
 中国意匠特許公告番号 CN3201920

中国意匠特許出願日 2000年12月27日  
優先権日 2000年6月27日 (JP17329/2000)

原告は、被告らが製造、販売する物品（被告物品）の意匠は、原告特許意匠に類似するものであるから、被告らの行為は本件意匠特許権を侵害するものであるとして、2006年11月30日に北京市第二中級法院へ提訴した。提訴における請求内容は、第一被告に対して製造、販売行為の停止、保有する侵害物品及び金型を原告の監督下で廃棄すること、未販売の侵害物品を販売店から回収して廃棄すること、及び原告の経済損害と侵害行為の調査、制止活動に要した費用、代理人費用として30万元の支払いを求め、また第二被告に対しては被告物品の販売停止を求めたものである。

原告が第一被告のみを訴えるのではなく、第二被告をも共同被告として提訴したのは、中国の裁判におけるいわゆる「地方保護主義」による悪影響を避けるために、特許権者が民事訴訟の規定<sup>5)</sup>を活用して行う通常的手段である<sup>6)</sup>。各地人民法院の裁判官は、法曹資格者のなかから、最高人民法院によってではなく、法院の級に対応する級の地方人代によって選出される（人民法院組織法35条）。また、各地人民法院の財政は、地方政府によって支出される。このため、メーカーが地域の有力企業である場合、その地方の人民法院ではメーカーに不利な判決を下すことが難しいとされ、この傾向は中国では「地方保護主義」又は「地元保護主義」と称されている。しかし、このような傾向は、北京市、上海市のような大都市では比較的少ない。本件で、第一被告のみを提訴した場合には、浙江省の人民法院へ提訴しなければならないが、第二被告をも共同被告としたことにより北京市の法院へ被告らを提訴することが可能となった。

### (3) 第一審法院、原告特許意匠と被告意匠の対比判断

第一審法院の認定によれば、本件特許意匠と被告意匠とを対比すると、次の点が類似している。

①両者は、ともに円周方向の3つの環状溝によって4つの環状接触面に分割されており、かつ各接触面の幅もほぼ同一である。

②各環状溝は全て折れ線により構成されており、かつ両者の折れ線の鋭角度もほぼ同一である。

③中間の2つの環状溝接触面には、多数のほぼ横向きに分布する細い溝がある。

④各横向きの細い溝はいずれも左上方へ傾斜する折れ線状をなし、一定の幅を有している。

⑤タイヤ上に分布する各菱形模様ブロックの4辺はいずれも折れ線で構成されている。

⑥最も外側の円周上には、円周に沿った長短の矩形があり等間隔に配列された小さな窪みを有している。

したがって、被告意匠は本件特許意匠と類似する意匠である。

### (4) 公知意匠の抗弁

第一審の裁判において、第一被告は原告意匠特許出願まえの公知意匠として1990年に出版された「自動車タイヤのデザイン指南」中に「Delta Z38(P)」として公表されていた意匠（以下、「公知意匠」という）を証拠として提出し、被告物品であるタイヤの意匠と公知意匠とは次のとおり類似すると主張して公知意匠の抗弁を提出した（図1参照）。

①両者は、ともに円周方向の3つの環状溝によって4つの環状接触面に分割されており、かつ各接触面の幅もほぼ同一である。

②各環状溝は全て折れ線により構成されており、かつ両者の折れ線の鋭角度もほぼ同一である。



③中間の2つの環状溝接触面には、多数のほぼ横向きに分布する細い溝がある。

④各横向きの細い溝はいずれも左上方へ傾斜する折れ線状をなし、一定の幅を有している。

⑤タイヤ上に分布する各菱形模様ブロックの4辺はいずれも折れ線で構成されている。

⑥最も外側の円周上には、円周に沿った長短の矩形があり等間隔に配列された小さな窪みを有している。

被告物品と公知意匠を対比すると、異なる点は公知意匠における小菱形模様ブロックの形状が比較的扁平であることだけである。

### (5) 第一審法院の判示

第一審法院は次のとおり判示した。

①公知意匠の抗弁に関する判断手法について  
特許権侵害訴訟の関係規則に基づいて、被告が答弁し、かつ証拠を提出し、被告物品と1つの公知意匠が均等【中文は「等同】】であることを証明した場合には、特許権侵害行為を構成しない。公知意匠抗弁の原則を具体的に運用する場合、被告物品と被告が立証した公知意匠とが同一【中文は「相同】】又は均等【中文は「等

同】】であるか否かのみを判断すればよい。

②本案意匠の類似【中文は「近似】】性に関する具体的判断について

意匠の類似性について判断する場合は、一般消費者【中文は「普通消費者】】の審美観察能力をもって基準とし、全体的観察と総合的判断を行い、両者の主要なデザイン部分を対比するだけでなく、全体的な対比を行う必要がある。特許物品と被告物品の主タイヤ面が比較の重点であり、特許物品においては環状の(3つの)溝が4つの環状接触面を分割していること、菱形の模様及びその特有の形状、最も外側の円周方向に等しい間隔で小さな溝が配列されていること、両側の2つの環状接触面の外側に環状の花模様の線があること等の要素が主要なデザイン部分を形成しており、被告物品の対応部分は上記の主要部分のデザインと類似している。それゆえ、本件特許意匠と被告物品の意匠とは類似の意匠に属する。

③被告物品の意匠と公知意匠とを対比すると、前記主要意匠部分の構成は類似しており、その相違点はわずかに公知意匠においては、小さな菱形模様ブロックの形状が比較的扁平なこ

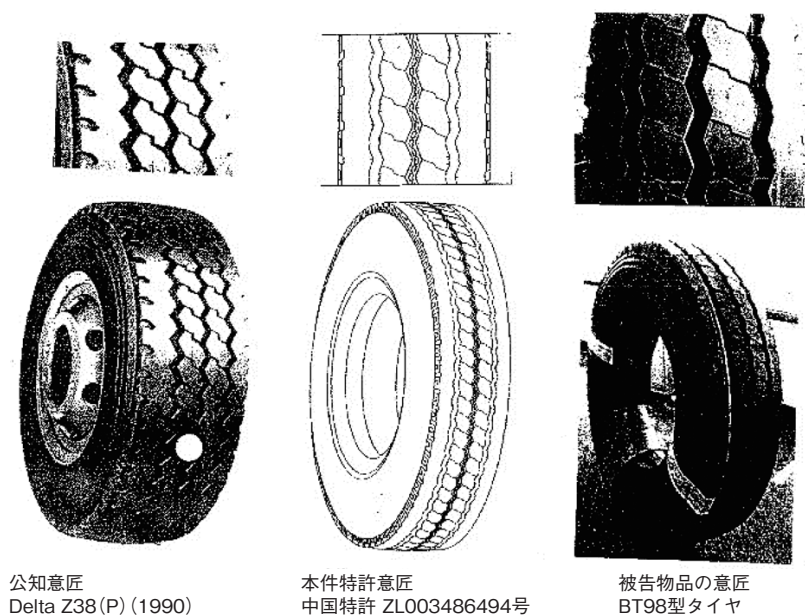


図1 公知意匠と本件特許意匠，被告物品意匠

とだけである。全体を結合して比較した後、両者は類似の意匠を構成する。それゆえ、第一被告が提出した公知意匠の抗弁が成立し、被告の行為は原告の「自動車タイヤ」意匠特許権の侵害を構成しない。第二被告が被告物品を販売する行為も権利侵害を構成しない。

#### (6) 原告の上訴理由

原告は、一審判決を不服として北京市高級人民法院へ上訴した。上訴理由は一審判決が被告物品の意匠と公知意匠が類似するとしたことが誤りであり、すなわち被告物品の意匠と公知意匠との間には、

第一に、環状溝を構成する折れ線の鋭角度が異なり、これによりもたらされる視覚効果も同一ではない。

第二に、被告物品のタイヤにおける不規則な小菱形の左側折れ線には一の突出する折れ点と一の陥入する折れ点とを有しているのに対し、公知意匠は一の突出する折れ点のみを有しており、これにより模様は全く異なるものとなっている。

第三に、被告物品のタイヤにおける中間溝は長方形の小粒突起を有しているが、公知意匠にはこれがなく、この特徴は全体的な視覚効果に顕著な影響をもたらしている。

第四に、被告物品のタイヤには両側に短い溝がないが、公知意匠のタイヤには水平方向にタイヤ面の中心方向へ伸びる短い溝を有している。

第五に、被告物品のタイヤは不規則な小菱形の左上角と右下角における突出の程度が公知意匠よりも明らかに小さく、これにより被告物品の視覚効果は小菱形が横に配列していることであり、公知意匠は前部と後部が連鎖状を成していることである。

第六に、被告物品において不規則な小菱形を分割する横線は左上方へ向って傾斜する角度が

公知意匠よりも明らかに小さく、これにより模様全体の方向が異なっている。それゆえ、一審判決を取消し、改判して原告の請求を認めるよう求めた。

#### (7) 北京市高級人民法院の上訴審判決

北京市高級人民法院は、第一審判決の事実認定及び法律適用に誤りはないとして、原判決を維持し、原告の上訴を棄却した。その理由は次のとおりである。

本件における意匠の類似性に関する具体的判断に関して、意匠の同一【中文は「相同」】又は類似【中文は「近似」】を判断する場合、一般消費者の知識水準と認知能力に基づいて評価しなければならない。

被告物品の意匠と公知意匠とは全体として以下の点で類似する。

①タイヤ面は円周方向に沿って3つの環状溝によって4つの環状接触面に分割され、各環状接触面の巾はほぼ同一である。

②各環状溝はいずれも折れ線で構成されており、かつ両者は折れ線の鋭角度においてもほぼ同一である。

③中間における2つの環状接触面には、多くの横方向に分布する細い溝がある。

④各横向きの細い溝はいずれも左上方へ傾斜する折れ線状をなしており、一定の巾を有している。

⑤タイヤ面には環状溝と横向きの細い溝によって形成される小さな菱形模様を有し、その四辺はいずれも折れ線で構成されている。

⑥タイヤ面の最も外側の円周上には長短の矩形が円周方向に等間隔で配列されてなる小さな溝を有している。

原告が上訴状で主張した被告物品の意匠と公知意匠との6つの相違点は、両者のタイヤ面における局所を拡大した図面で細部を対比して得られたものである。一般消費者が全体的観察を

行い、総合的に判断する方式では物品の形状、模様、色彩における微少な変化に気付くことはできず、それゆえ上記6点の微細な相違点は自動車タイヤ面の全体的視覚効果に顕著な影響を与えるには不足し、被告物品の意匠と公知意匠は類似意匠を構成する。第一審判決が両者を類似とした判断が誤りであるとする原告の主張は、事実と法律の根拠を欠いており、支持しない。

#### (8) 原告（再審請求人）の再審請求理由

本件一審及び上訴審判決が認定した基本事実には証拠による証明が欠け、法律適用も誤りである。

被告物品の意匠と公知意匠について、原審判決は両者が類似の意匠であると認定した。両者に明らかな相違点が存在するも、原判決は両者の区別を正確に認定しておらず、この相違点が類似性の判断に影響を及ぼしていることを考慮していない。両者の同一点に対して、両者を比較しただけで当該同一点によって両者の類似性を決定する要素としたのは、事実の根拠を欠いている。被告物品と公知意匠を対比すると、公知意匠の全体的視覚効果は角が明確なことであり、被告物品の全体的視覚効果は比較的なだらかなことである。両者の全体的視覚効果には差異が存在し、これにより生じる美感は完全に異なる。具体的に述べれば、

##### ①タイヤ表面の模様ブロック

模様ブロックはタイヤの最も主要な構成要素の1つであり、また一般消費者の注意を最も引きつける部位の1つである。当該部位において、両者の差異は、(A) 公知意匠の模様ブロックの左右の中と上下の中比率が1:1.5であるのに対し、被告物品意匠ではおよそ1:1である。それゆえ、公知意匠は細長く、被告物品の意匠は菱形に似ている。(B) 公知意匠の模様ブロックは左右の辺に均しく1つの山形の突出

折れ点を有する点対象の形状であるが、被告物品の模様ブロックの左辺は2つの陥入折れ点と1つの突出折れ点を有しており、右辺は1つの突出折れ点のみを有しており、両辺は非対称である。上記両点の差異は、原審判決が当該部分について類似と認定したことを取消し否定するのに十分である。

##### ②横方向の傾斜溝について

横方向の傾斜溝と模様ブロックとは密接な関連を有しており、タイヤ表面の主要な構成要素の1つである。当該部位において、両者の差異は、(A) 公知意匠の横方向の傾斜溝は比較的太く、帯状をなしている。被告物品の横方向の傾斜溝は比較的細く、線状を呈している。(B) 公知意匠の横方向の傾斜溝において、2本の横方向の線と中間の縦方向の線の長さは基本的に同一であるが、被告物品では2本の横方向の線は明らかに中間の縦方向の線よりも長い。上記2点の差異は視覚効果に対して一定の影響を生じているが、原審判決は当該部位についての対比を行っていない。

##### ③外側の環状接触面について

外側の環状接触面も同様にタイヤ表面における最主要の構成要素の1つであり、これも一般消費者の注意を最も引き起こす部位の1つである。当該部位における差異は、(A) 公知意匠の外側環状接触面は中央の環状接触面よりも広く、両者の広さは約1.3:1の比である。被告物品の外側環状接触面は中央の環状接触面よりも狭く、両者の広さの比は約1:0.9である。(B) 公知意匠の外側環状接触面の外縁は横方向の幅が比較的大きく、接触面に深く入り込む横幅の広い溝が存在しており、被告物品の外側環状接触面の外縁にはかすかに見える小さな切り欠きを有している。(C) 公知意匠の外側環状接触面の内側は「之」字形の折れ線状をなしており、かつ湾曲幅が比較的大きい。被告物品の外側環状接触面の内側の湾曲幅は比較的小さく、かつ



各陥入折点は1つの小さな突出折点を有しており、1つの山形並列形状の広巾帯状を形成している。上記3点の差異は原審判決中で当該部分について認定した類似性を消除し否定するのである。

#### ④環状溝について

環状溝と環状接触面とは密接に関連しており、タイヤ表面の主要な構成要素の1つである。かつ、本件特許物品は自動車を登載するタイヤであるから、環状溝の巾は比較的広く、一層消費者の注意を引き起こしやすい。当該部位における両者の差異は、(A) 公知意匠における3本の環状溝は完全に同一である。被告物品では外側環状溝と中央環状溝とは異なり、中央環状溝は広い「之」の字形の折れ線状であり、外側環状溝は折れ線の広い外側の凸起部分に小さな陥入部を形成している。(B) 公知意匠の環状溝の左右の辺の振れ巾は比較的尖鋭で、湾曲度は比較的大きい。被告物品の左右両辺の振れ巾は比較的なだらかで、湾曲度は比較的小さい。(C) 公知意匠の3本の環状溝底部にはいかなる突起も有していない。被告物品の中央環状溝底部には破線状に配列された小さな矩形状の突起物を有している。

以上述べた対比から理解されるように、公知意匠と被告物品の主要構成要素とキーポイントとなる部位には多くの差異が存在し、これらの差異は全体的視覚効果に対して重大な影響を有している。公知意匠と被告物品のデザイン構想には明確な区別があり、類似範囲に属するとはいえない。

原審判決の法律判断には誤りがある。原審判決が被告物品と公知意匠とが明確に異なる状況のもとで、被告物品と公知意匠のみを対比して両者が類似であるとし、公知意匠の抗弁が成立すると認定したのは、法律の適用に誤りがある。公知意匠の抗弁は無効審査請求制度に代替することはできず、それゆえ、公知意匠の抗弁の適

用範囲は被告物品と公知意匠が類似する場合を含まず、被告物品と公知意匠が同一又は同一に近い場合に厳格に制限されなければならない。

#### (9) 被告（再審被請求人）らの共同答弁

①原審判決は基本事実の認定が明確であり、証拠も充分である。

②被告物品と公知意匠は全体的構成において類似している。意匠の類似を判断する場合は、被対比物品の一般消費者の知識水準と認知能力に基づいて、全体的観察、総合判断の方式により評価を行わなければならない。とくに特許権者が革新創造したデザイン部位又はデザイン要素について対比を行い、革新創造を保護する特許制度の目的を体現しなければならない。物品寸法の大小及び物品の技術的性能を実現するために採用した意匠も、対比範囲には入らない。原告が採用する局所的な細部を拡大して対比する方法は明らかに上記の原則から違背している。原告が提供した対比図は物品デザインの局所的細部を拡大したものであって、当該意匠の全体的なデザインを反映するものではなく、わが国特許法に規定する意匠保護の理念に違背している。原告が使用する細密計量方法は、被告物品と公知意匠の間の微差を拡大するよう工夫したものであり、その提出した差異0.5の範囲内の差異は一般消費者が物品を購入、使用する時に用いる肉眼では到底識別することができないものであり、タイヤ表面の全体的視覚効果に顕著な影響を生じるものではない。

③本件特許の中間環状溝の突起部分の意匠はタイヤ製品の機能のための設計であって、原告の新規の創造ではない。どのようなタイヤであろうとも類似した構想の設計を行う部位であり、その設計目的はタイヤの摩損限度を判断する標識になることであり、タイヤの模様的美感を増強することではない。それゆえ、タイヤの中間環状溝中の突起粒の設計は意匠特許の保護

範囲には含まれず、本件の対比範囲から排除されなければならない。これに関する設計上の差異は被告物品と公知意匠の構成が類似するという客観的事実を否定するものとはならない。

④本件特許のタイヤ模様は完全に又は主に性能を考慮して設計されたものであって、原告の特許が創造した新しい設計ではない。自動車のタイヤ面はタイヤの回転時に路面と接触する主要部分であり、タイヤと路面との相互作用はタイヤの模様を通して直接実現し、タイヤの模様はタイヤと車両の性能に重要な影響を有し、タイヤの安全性、方向転換の性能、停車性能、摩擦、滑水、放熱と騒音等の特性を決定する。

⑤被告物品のタイヤにおける菱形模様ブロックのデザイン構想は第一被告が独自に新しく設計したものであり、本件特許意匠と同一又は類似ではない。

原審判決の法律適用は正確である。わが国特許法、関係法規と司法解釈は公知意匠の抗弁の審査判断について明確な規定を設けていない。原審法院は裁判の実践経験を総括して指導原則とし、まず被告物品と公知意匠との類似性について対比し、両者の構成が同一又は類似であるとの結論を得たのち、すなわち被告物品が特許権を侵害しないとの判断を下している。しかるのちに、被告物品と特許意匠を対比している。このような意匠権侵害の判定方法は何ら不当ではなく、法律の適用に何ら誤りはない。公知意匠と同一又は類似程度が一定の割合に達している時には、これにより被告が提出した公知意匠の抗弁が成立する。被告物品と特許意匠の間の類似の程度は、案件の事実認定の主要考慮要素ではなく、法院は被告物品と公知意匠の類似程度に基いて審査決定を下すことができる。

## (10) 最高人民法院の判断

### 一その1. 公知意匠の抗弁の判断手法

最高人民法院は、第一審、第二審の審理で解

明された事実関係には誤りがないとしたうえで、公知意匠の抗弁の手法について、次のように注目すべき判示を行っている。

①「まず、被告物品の意匠と一の公知意匠とを対比し、両者が同一であるか否か又は実質的差異〔中文「実質性差異」〕がないか否かを確定する。もしも被告物品の意匠と一の公知意匠が同一〔中文「相同」〕である場合は、（特許意匠との対比を行うことなく）被告が実施する意匠は公知意匠に属し、被告物品の意匠は意匠特許権の保護範囲に属しないと認定できる。

（他方）、被告製品の意匠と公知意匠が同一ではない場合は、さらに両者に実質的な差異〔中文「実質性差異」〕があるか否か、又は類似する〔中文「相近似」〕か否かを判断しなければならない。

（その理由は）実質的差異の有無又は類似性の判断は相対的であり、もしも簡単に被告製品の意匠と公知意匠のみを対比した場合には、両者の差異及び両者の全体的な視覚効果に対する影響を見逃しやすく、判断の誤りを導きやすいため、被告物品の意匠と公知意匠と特許意匠の三者の類似状況〔中文「相近似的情况」〕を判断する必要があるためである。」

②「それゆえ、被告物品の意匠と公知意匠とが同一でない状況のもとで、意匠特許権侵害判断において正確な結論を下すには、公知意匠を座標として、被告製品の意匠、公知意匠と特許意匠の三者を別々に対比し、その後総合判断を行わなければならない。

この過程で、被告物品の意匠と公知意匠の異同及び全体的視覚効果に対する影響を留意するだけでなく、特許意匠と公知意匠の相違点及び全体的視覚効果に対する影響力も留意し、被告物品の意匠が特許意匠と公知意匠の相違点を利用しているか否かを考慮し、この基礎のうえに被告物品の意匠と公知意匠に実質的な差異があるか否かを判断する。



原審判決が被告物品の意匠と公知意匠が同一でない状況で、両者の対比のみで公知意匠の抗弁が成立すると判断したのは権利侵害の対比判断の方法として失当である。」

原審判決には公知意匠の抗弁に関して法律適用に誤りがあるとの再審請求理由は成立する。

## (11) 最高人民法院の判断

### 一その2. 意匠特許権の保護範囲

意匠権の保護範囲の類否を判断する基準としては、次のように述べている。

①「被告物品の意匠が意匠特許権の保護範囲に入るか否かは、意匠物品の一般消費者の知識水準と認知能力に基づき、両者の全体的視覚効果に対して総合的判断を行わねばならない。一般消費者は意匠特許物品と同類又は類似物品の意匠状況に対して常識的な了解〔中文「常識性的了解」〕を有し、意匠物品の間の形状、模様及び色彩の相違点に対して一定の識別力を有するが、但し物品の形状、模様及び色彩の微少な変化には留意できない者である。このことから、意匠の同一又は類似を判断する主体である一般消費者は、公知意匠中の慣用デザインと常用デザインに対して一定の了解を有することがわかる。一般消費者のこのような知識水準と認知能力を前提とすると、異なる意匠の間で慣用デザイン又は常用デザインの手法について同一又は類似の部分があっても、両者の全体的視覚効果に対して顕著な影響を有しない。」

②上記部分に引続いて、最高人民法院は、被告が公知意匠の抗弁を提出していない状況のもとにおいても、法院は慣用設計又は常用設計を考慮しなければならないとして、次のように述べている。

「それゆえ、意匠特許権侵害の判断において、被告が公知意匠の抗弁を提出していなくとも、公知意匠中の慣用設計又は常用設計の手法を必ず考慮しなければならない。すなわち、公知意

匠中の慣用デザイン又は常用デザインの手法を座標とし、意匠特許と慣用デザイン又は常用デザインの相違点を抽出し、この相違点の全体的視覚効果に対する影響を考慮し、この基礎のうえで、再び全体的観察、総合的判断の方法を用いて両者の全体的視覚効果に対して比較を行う。」

③被告が公知意匠の抗弁を提出した場合であっても（被告意匠と公知意匠とが同一である場合を除いては）被告製品の意匠が特許意匠における公知意匠との相違点を利用しているかの観点に立って判断しなければならないとして、次のように述べている。

「被告が公知意匠の抗弁を提出した場合も、前述したように、被告製品の意匠と公知意匠が同一である状況を除き、公知意匠を座標として、公知意匠、特許意匠、被告物品の意匠の三者を別々に対比し、これを基礎として総合判断を行わなければならない。この際、特別に注意しなければならないのは、被告物品の意匠が特許意匠における公知意匠との相違点を利用しているか否かであり、したがって被告意匠が特許意匠に対して全体的視覚効果に実質的な差異がないか否かである。本件自動車タイヤについて言えば、タイヤの主な面のデザインが物品の全体的視覚効果にさらに顕著な影響を有するか否かが、三者を対比する重点である。」

④本件被告物品の意匠は明らかに公知意匠の構成と同一ではない。本院が解明した被告意匠、公知意匠と本件特許意匠三者間の相違点に関する事実に基づけば、本件特許意匠と公知意匠は、タイヤの主な面上の（A）模様形状、（B）外側環状接触面外縁の横溝の深度、（C）環状溝の湾曲度及び（D）中央環状溝底部の突起粒デザイン等について相違が比較的大きい。これらの相違点は本件特許意匠に公知意匠と対比して顕著に異なる全体的な視覚的効果を生じさせている。

被告物品の意匠におけるタイヤは（A）タイ

ヤ面の模様ブロックの形状，(B)外側環状接触面の外縁部横溝の深度，(C)環状溝の湾曲度及び(D)中央環状溝底部の凸起粒デザイン等において、いずれも(本件特許意匠の公知意匠に対する)上記の相違点を利用しており、したがって上記の相違点は被告物品と公知意匠の相違点と同じである。被告製品の意匠と公知意匠の類似点と比べると、上記相違点は両者の全体的視覚効果に更に顕著な影響を有している。一般消費者の観点からみれば、被告製品の意匠は公知意匠と同一でないばかりでなく、実質的に類似する全体的視覚効果も有しない。

#### ⑤【被告意匠と本件特許の対比】

「被告製品と本件特許を対比すると、(A)両者のタイヤ面における菱形模様のデザイン，(B)外側環状接触面外縁の横溝の深度，(C)環状溝の湾曲度及び(D)中央環状溝底部における連続点状の凸起粒のデザイン等はいずれも同一であり、主な相違点は環状溝と横方向の細かい溝により形成される左右に隣りあう2つの模様位置にわずかな相違があるのみである。相対的にいえば、これは明らかに微細な差異であり、一般消費者が留意することは困難であり、両者に異なる全体的視覚的效果を生じるのには足りない。」

として、最高人民法院は、被告物品の意匠は本件意匠特許権の保護範囲に属し、被告らの行為は本件意匠特許権の侵害に該当するとの判断を示した。

⑥なお、本件特許のデザインについて、これが自動車の安全性、ブレーキ性能その他の実用的機能を考慮したものであって、原告の新たな創作ではないと被告が主張したことに対して、判決は、これらの機能達成を前提としても創作の自由度は大きく、異なるデザイン構想により異なる全体的視角効果をもたらすことができるとして斥けている。

#### ⑦【判決のまとめ】

以上を総合すると、被告の公知意匠の抗弁は成立せず、被告製品は本件特許の保護範囲に属する。

### 3. 意匠特許権の保護範囲に関する特許法、司法解釈、審査指南と本件判決等

本件判決は、意匠特許権侵害事件において核心的な論点となる意匠特許権の保護範囲と公知意匠の抗弁の成否を判断する基準を明確化する過程において重要な意義を有するものと評価することができる。

意匠特許権の保護範囲に関する特許法の規定は、1984年制定の最初の特許法以降、基本的に変更されておらず、特許意匠と同一又は類似の物品に関して、同一又は類似の意匠をもって意匠特許権の保護範囲に属することも変更されていない。意匠の同一又は類似を判断する主体を「当該物品の一般消費者」とし、その「知識水準と認知能力」を基準として判断することも変わっていない。

しかしながら、以下に述べるように、2001年以降の「審査指南」<sup>7)</sup>の変遷、さらに司法解釈、本件判決を含む近年の最高人民法院の判旨をたどると、一般消費者が属する「当該物品」の範囲は狭い分野のものとされ、また、判断基準となる「知識水準と認知能力」も、専門化、高度化されたものに変化しつつあることがわかる。

#### (1) 特許法の規定

中国特許法59条2項には、意匠特許権の保護範囲について、次のように規定されている。

「意匠特許権の保護範囲は図面又は写真に表示された当該物品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真に表示された当該物品の意匠の解釈に用いることができる。」

しかし、「図面又は写真に表示された当該物品の意匠を基準」として、意匠特許権の保護範

囲をいかに定めるかの手法等については、特許法には規定されておらず、全て解釈に委ねられている。

## (2) 司法解釈の規定

特許法59条2項に定める意匠特許権の保護範囲は、「図面又は写真に表示された当該物品の意匠を基準とし」たうえで、どの範囲にまで及ぶか。

中国で裁判に適用するための法令解釈は、判例に基いてではなく、最高人民法院が定める司法解釈によってなされる（人民法院組織法33条<sup>8)</sup>）。しかしながら、特許権侵害事件に適用される司法解釈は中国には長らく存在しなかった。2009年末になって、「特許権侵害紛争案件の審理に法律を適用する若干の問題に関する解釈」（以下、「法釈」という）としてはじめて公布された<sup>9)</sup>。

法釈によれば、特許法59条2項に定める「意匠特許権の保護範囲に属する」意匠とは、「意匠特許物品と同一又は類似する種類の物品において、権利付与された意匠と同一又は類似の意匠」（8条）のことであることが明示された。また、物品の種類が「同一又は類似」であるか否かは、「意匠物品の用途に基づいて」認定しなければならず、「物品の用途を確定するためには、意匠の簡単な説明、国際意匠分類表、物品の機能及び物品の販売、実際の使用状況等の要素を考慮することができる。」（9条）とされた。

上記8条に定める「意匠が同一又は類似」であるか否かを判断する主体は、「意匠特許物品における一般消費者」であり、その「知識水準と認知能力」を基準として判断する（10条）。

さらに、意匠が同一又は類似であるか否かを判断する手法としては、次のように規定している（11条）。

①権利を付与された意匠、権利侵害であると訴えられた意匠の意匠特徴にもとづき、意匠の

全体的視角効果について総合的判断を行わなければならない。

②技術的機能によって定められた意匠特徴及び意匠の全体的視角効果に影響を及ぼさない物品の材料、内部構造等の特徴は、考慮してはならない。

③物品の正常な使用時に直接観察される部分は、その他の部分に比べて更に影響を有する。

④権利を付与された意匠が公知意匠と区別される意匠特徴は、権利付与された意匠のその他の意匠特徴と比べて更に影響を有する。

⑤権利侵害であると訴えられた意匠が権利を付与された意匠と全体的視覚的效果において差異がない場合、人民法院は両者が同一であると認定しなければならない。

⑥全体的視角効果において実質的差異がない場合、両者が類似であると認定しなければならない。

## (3) 審査指南の変遷と現在の到達点

審査指南は、国务院が定めた「特許法実施細則」122条の規定により授権されて国家知識産権局が制定する行政規定〔中文は「部門規章」〕であって、同局の傘下にある特許局が特許出願に対して特許要件を具備するか否かの審査、及び特許権に対して無効事由が存するか否かの審判に用いるために供されるものであるが、同局の権限上、特許権侵害事件の審理に用いられるものではない。しかし、特許法23条1項、2項の判断基準と、特許法59条に規定する意匠特許権の保護範囲である「同一」、「類似」を判断する基準は、一般的には共通するものと解されている。そこで、前記司法解釈、最高人民法院の2つの再審判決に「審査指南」（とくに、第四部分第五章「無効宣告手続における意匠特許の審査」）の規定も含めて、意匠特許権の保護範囲について現在の到達点を整理することとする。

①「審査指南」は、2001年、2004年、2006年、



2010年と改正を重ねてきた。2001年の「審査指南」では、意匠の同一又は類似を判断する手法として、次のように規定し、「隔離対比」の原則を採用することを定めていた。

「一般消費者が対比客体の意匠物品を購入しようとする時に、購入と使用時に印象のみに留めていたが、対比客体の意匠を見ることができない状況のもとで、先行意匠を対象意匠と誤認し、混同を生じる虞れがあれば、すなわち対象意匠が先行意匠と同一又は先行意匠と類似するとし、さもなければ同一でもなく、類似でもないとする。」「隔離対比の方法とは、両種の物品を並べて比較するのではなく、一般消費者が観察する際に時間的にも、空間的にも一定の間隔を置いた状態で比較を行い、もしも混同を生じるならば同一又は類似の意匠と認定しなければならないとするものである。」

その後、2004年の「審査基準」で「隔離対比」の原則は削除された。また、「誤認」、「混同」をもって「同一又は類似」とする原則も、現在では維持されていない。「隔離対比」は、2つの物品を並べて比較するのではなく、時と場所を異にして、記憶を媒介として2つの意匠の同一又は類似を判断するのに対し、直接対比ではわずかな相違点も容易に見分けることができる。このような対比手法の変化に伴って同一又は類似の判断は厳密化への一步を踏み出し、その結果、一の意匠特許権の保護範囲は狭いものとなる状態が既にこの段階で始まっていた。

②意匠の同一又は類似を判断する主体は、当該物品の一般消費者であり、その知識水準と認知能力に基づいて評価を行わなければならない。判断主体を一般消費者とすることは、審査指南を含む全ての法令、裁判例に一貫して採用された基準であり、これは、侵害事件における意匠特許権の保護範囲と特許権の有効性判断（法23条1項、2項適合性）の双方に共通する基準である。

③異なる種類の物品は異なる消費者グループを有する。しかし、「一般消費者」が属する「当該物品」の範囲については、有効性判断（法23条1項、2項適合性）と特許権の保護範囲（法59条2項）判断の場合とで微妙に異なることがあり得る。前者については、意匠特許権が権利を要求する物品（国際意匠分類表中の小分類）の一般消費者を基準とし、他方、後者においては、被告が実際に実施している物品の一般消費者が基準となりうる。これによって、当該物品の一般消費者の知識水準や認知能力に差異が生じることがある。

④一般消費者の知識水準と認知能力について「審査指南」は、同一種類又は類似物品の意匠及び慣用的な創作手法に対して「常識的な了解」を有している者、例えば、自動車に対して、その一般的消費者は市場で販売されている自動車及び大衆メディア中でいつも見かける自動車の広告中に示された情報等に対して了解を有している者、意匠物品間の形状、模様及び色彩の区別に対して一定の分別力を有するが、物品の形状、模様、色彩の微少な変化まで注意を払うことはできない者としている。なお、上記「常識的な了解」〔中文「常識性的了解」〕に関して、これが「精通（中文は通曉）」とは必ずしも同義とは言えないにもかかわらず、最高人民法院判決が後記のとおり、関係物品の意匠状況について精通〔通曉〕していることであるとの判断を示したことが注目される。

#### （4）本件判決が判示した認定手法

本件判決が、意匠特許権の保護範囲の認定手法として判示したのは、公知意匠を座標として、特許意匠、被告意匠の三者の類似状況を別々に対比して被告物品の意匠が意匠特許権の保護範囲に属するか否かを判断しなければならないということである。その理由とするところは、意匠における実質的差異の有無又は類似性の判断

は相対的であることから、このような判断方法を採用しなければ被告意匠が意匠特許権の保護範囲に含まれるか否かを正確に認定できないためである。この場合、具体的には次の判断手法を採用する。

①まず、本件特許意匠と公知意匠との相違点、即ち、本件特許意匠の特徴部分が何であるか、を確定する。

②また、被告物品の意匠と公知意匠の相違点が何であるかを確定する。

③つぎに、被告物品の意匠が本件特許意匠の上記①の相違点を利用しているか否かを検討する。

④上記検討の結果、被告物品の意匠が特許意匠における公知意匠との相違点①を利用している場合は公知意匠の抗弁を認めない。

⑤上記④の場合、さらに、被告物品の意匠を特許意匠と対比し、被告意匠と特許意匠との相違点が何であり、その全体的視覚効果に実質的な差異がないか否かを検証し、実質的な差異がないときには、意匠特許権を侵害すると認め、とするものである。他方、被告意匠が特許意匠と対比し、その相違点が全体的な視覚効果に実質的な差異を生じさせているときは、当然、意匠特許権の侵害を構成しないと考えられる。

⑥被告が公知意匠の抗弁を提出しない場合においても、法院は、慣用デザイン、常用デザインを必ず考慮しなければならず、これを座標として特許意匠、被告意匠、慣用デザイン・常用デザインの三者を対比して、上記と同様の手法で判断を行う。

#### (5) 最高人民法院2010年11月26日判決(2010行提字第3号)における判旨内容

この判決(本田技研「自動車」意匠特許権行政再審事件、以下「2010年再審判決」という<sup>10)</sup>、<sup>11)</sup>)も、近年、最高人民法院が下した再審判決であって、特許権の無効を宣言した特許復審委員会

の裁定を取消した行政訴訟判決である。特許権侵害民事事件でない点が本件判決とは異なるが、特許意匠の類否に関する判断基準を示した点で、本件判決と共通の論点について判断を示したものといえる。この判決は、次の3点において注目すべきものとする。

第1に、類否判断の主体である「一般消費者」の属する範囲を狭く絞って把握していることである。自動車の意匠について争われたこの判決では、「自動車全般」の「一般消費者」ではなく、原告(再審請求人)の主張を受け入れて、「多目的スポーツカー」(SUV車)の「一般消費者」を判断の主体とした。分野を狭く捉えることによって、必然的にその「一般消費者」の知識水準は、自動車全般の「一般消費者」よりも高いものとみなされる関係にあると考えられる。

第2に、この判決は、「一般消費者」の知識水準や認知能力に関して、「一般消費者の特徴は、対象意匠物品と同類又は類似物品の意匠状況について常識的な了解を有し、意匠物品の間の形状、模様及び色彩上の相違点について一定の識別力を有するが、しかし物品の形状、模様及び色彩の微小な変化には注意が及ばない。」としたうえで、いわゆる「常識的な了解」とは、「関係物品の意匠状況について精通〔中文は「通曉」〕しているが、意匠創作能力は有さず、ただし基礎的で簡単な了解には限定されないものをいう。」と定義し、一般消費者の知識水準や認知能力を当該部品の意匠状況について「精通する者」として、高い水準に置くこととした。

第3に、そのうえで、「SUV車」の意匠について、(原審が行ったような)自動車の基本外形である輪郭及び各部分の相互比例関係だけでなく、自動車の正面、側面、背面における、ヘッドライト、フォグライト、前部保護板、格子状の柵、側面窓、リアコンビネーションライト、後部バンパー、屋根部輪郭等の形状や位置関係について具体的に対比し、これらを含む、全体

観察を行わなければならないとし、その対比から特許意匠と公知意匠は類似しないとされた。

本件判決及び2010年再審判決の判断内容を総合的に検討すれば、中国最高人民法院は、判断主体である一般消費者の判断能力を従来にも増して高い水準に設定し、したがって、特許意匠と被告意匠の区別をより精緻に認知できる者を「一般消費者」として想定し、これを判断主体とすることを意図したと考えられる。これにより、結果として1つの意匠の類似範囲は一層狭いものになることが予測される。

#### 4. 公知意匠の抗弁に関する特許法、司法解釈と本件判決等

中国特許法62条には、公知意匠の抗弁について、次のように規定されている。

「特許権侵害紛争において、権利を侵害したと訴えられた者が実施する技術又は意匠が公知技術又は公知意匠であることを証明する証拠を有する場合は、特許権侵害行為を構成しない。」

①中国では特許権の有効・無効を判断することは、専ら行政機関である特許復審委員会の権限に属し、特許権侵害訴訟において、裁判所はこれを判断することができない。他方、公知技術の抗弁、公知意匠の抗弁については、既に1990年代から侵害裁判所が認める判決を下しており<sup>12)</sup>、最高人民法院も2003年には立案中の司法解釈案「特許権侵害紛争案件の審理における若干の問題に関する規定」（会議討論稿）において、これを採用していた。その後、2009年10月施行の中国特許法第三次改正で、上記のとおり特許法の規定に取り込まれた。

②しかし、特許法62条の適用において、被告が実施する意匠が公知意匠であるか否かをどのような基準によって判断するかの点については、全て解釈に委ねられていた。これを定めたのが司法解釈14条2項であり、前記「被告意匠が公知意匠である」とは、「権利を侵害すると

訴えられた意匠が一の公知意匠と同一又は実質的差異がない場合」と規定された。

③さらに、司法解釈制定後に下された本件判決は、公知意匠の抗弁に関して、被告物品の意匠が、公知意匠と同一である場合は、両者の比較のみで公知意匠の抗弁が成立すると認め、被告物品の意匠を特許意匠と対比するまでもなく、被告物品の意匠は公知意匠の保護範囲には属しないと直接に認定することができるとした。

④意匠の「同一」について、司法解釈（11条3項）は、「権利侵害であると訴えられた意匠が権利を付与された意匠と全体的視覚的效果において差異がない場合、人民法院は両者が同一であると認定しなければならない。」と規定している。これは、審査指南（第四部分第五章5）において、特許法23条1項にいう「公知意匠に属する」には、公知意匠と「同一の意匠」（意匠要素である形状、模様、色彩が同一の意匠）だけでなく「実質上同一の意匠」を含むと定めているのと趣旨を同じくするものである。審査指南は、「実質上同一の意匠」の例示として、その区別が、一般的注意力をもって気付くことができない局所的な微細な差異である場合、例えばシャッターの意匠において具体的なシャッター羽の数のみが異なる場合、その区別が使用時に容易に見ることができず又は見ることができない部位にある場合等を挙げている。

本件判決によれば、これら「同一」又は「実質上同一」の場合には、被告意匠と公知意匠のみを直接対比することにより、直ちに公知意匠の抗弁を認めることができる。

⑤他方、本件判決は、被告意匠が公知意匠と「同一」（実質的同一を含む）とは言えない場合は、異なる取扱いをしなければならないと判示した。司法解釈（11条3項）も、「全体的視覚的效果において実質的差異がない場合、両者が類似であると認定しなければならない。」と規定している。「全体的視覚的效果において、実質的



な差異がない」とは、前記「全体的視覚効果において差異がない」場合を「同一」と解するのとは異なって、差異があつて、これを認知することができるが、一般消費者に対して全体的視覚効果に顕著な影響を与えないものを「類似」と解するものと考えられる。審査指南が「電気炊飯器であつて、その区別が両者の制御スイッチの形状が異なる点にある場合、制御スイッチは電気炊飯器において単なる一局部の微細な意匠であるので、全体の意匠に占める比率がきわめて少なく、その変化は全体の視覚的效果に顕著な影響を与えるには不足する。」と例示するのは、これに該当する。被告意匠と公知意匠が、このような関係にある場合、実質的差異の有無は一義的に明確でないこともあり、慎重な判断が必要であることから、公知意匠、特許意匠と被告意匠の三者の差異を公知意匠を座標として各別に対比し、これにより公知意匠の抗弁を認めるか、意匠特許権の侵害を認めるかの判断を下すこととしなければならず、被告意匠と公知意匠の対比のみから公知意匠の抗弁を認めてはならないとしたものである。

意匠特許権侵害訴訟において公知意匠の抗弁（特許法62条）が提出された場合における司法解釈14条「公知意匠と同一又は実質的差異がない場合」の適用基準を「同一」と「実質的差異がない」場合とに区別することによって精緻化し、併せて、公知意匠の抗弁が提出されなかった場合においても慣用意匠・常用意匠を座標として同様の判断を行うべきであることを明示したことに本判決の意義が存在すると思われる。

## 5. おわりに

中国において意匠特許権の実質的な保護を得るためには、中国法の特徴を把握し、これに対応した施策を講じることが必要である。最後に、これらの点を簡単に整理する。

### 【中国意匠特許権関連法規の特徴】

中国における意匠特許権関連法規には、日本法とは異なる幾つかの特色がある。

①まず、中国の意匠特許権は、意匠特許出願に対する「初歩的審査」のみを経て付与される（特許法40条）。初歩的審査は、方式審査のみを意味するのではなく、意匠が公序良俗や公共の利益に反しない（法5条1項）こと、出願にかかる意匠が「公知意匠に属さない」（法23条1項）との要件を充足するかについては審査されるが、23条2項の要件については審査されない。23条1項の審査については、従来は「検索を行うことなく」審査官が把握している事実に基づくものに限定されていたが、審査指南を改正し、この規定を削除して、審査の質向上をはかることが2013年に実現する見通しである。

②意匠特許権の保護期間は出願日から10年であつて、日本意匠権の半分にも満たない。中国意匠特許権の存続期間は出願日を起算日として10年であり、2008年12月施行の第三次改正法（42条、現行法）でもこれが維持された。

日本では、平成18年（2006年）改正法で20年へ延長された。起算日は出願日ではなく、登録日であるから、中国意匠特許権の保護期間は、日本の半分にも満たない。意匠権保護の重要性を考えれば、中国における存続期間はいかにも短い。とくに、意匠特許権による権利行使に対して、答弁期間内に無効宣告請求がなされると、後述するように侵害訴訟の審理が中止されることが多いので、意匠特許権の存続期間が短いことにより、権利行使が実行できないままで存続期間が満了してしまう虞れも少なくない。

なお、国家知識産権局は、上記の問題点を把握しており、2013年に作成した第四次特許法改正草案（國務院への送審稿）では、意匠特許権の存続期間を「出願日から15年」とする案を公表している。

③意匠特許権に対して無効宣告の請求がなさ

れた場合には、侵害訴訟の審理は、原則として中断される。前述したように、意匠が特許の実質的要件を具備するか否かの本格的審理は意匠特許出願に対しては行われず、意匠特許権が成立したのちに、これに対する無効宣告請求（法45条）がなされた場合に、特許復審委員会において、はじめて審理される。意匠特許権に対する無効宣告請求は、意匠特許権侵害の民事訴訟中に、被告によって提起されることが多い。これによって、意匠特許権侵害民事裁判の審理は、原則として中止される。

意匠特許権の存続期間が前述のとおり短いこともあって、当該期間の後半になってから提起した侵害訴訟手続に関しては、特許復審委員会及び第一審、第二審法院における上記の無効宣告請求の審理を経て、意匠特許権が有効であることが確定した段階では、ほとんど存続期間が残されていないこともある。このような場合、裁判所は侵害訴訟を審理する熱意を失い、原告に対して訴訟の取下げを求めることもあるかのようである。このようなことになれば、意匠特許権の保護は全うされない。この点に、意匠特許出願に対して実質審査を経ない現行制度の欠陥が露呈しているといえよう。

④このほか、意匠特許出願に対する審査請求制度がないこと、「特許権評価報告」を第三者が請求できないこと等にも留意が必要である。

## 注 記

- 1) 中国特許法2条1項には、「本法に定める発明創造とは発明、実用新案及び意匠をいう。」と規定されている。
- 2) 最高人民法院民事審判第三庭編「知識産権審判指導」総第18集、191頁（中国人民法院出版社、2012年6月刊）
- 3) 黒瀬雅志「特許法をめぐる裁判例」（「NBL」989号、86頁）に紹介がある。
- 4) <http://www.chinacourt.org/paper/detail/2007/07/id/7102.shtml>（Web参照日：2013年9月10日）

- 5) 権利侵害訴訟においては、被告の住所地又は侵害行為地の人民法院が第一審管轄を有する（民事訴訟法29条）。また、同一の訴訟で複数の被告を訴える場合には、1名の被告について管轄を有する人民法院へ全ての被告を共同被告として訴えることができる（同法22条3項）。
- 6) 同一の知的財産権に対する侵害者多数を共同被告として、いずれかの被告について管轄を有する大都市の人民法院へまとめて訴える手法は、一般に用いられており、古くはユニリーバ社（英国）が自社の有する化粧石鹼等の商標「LUX」（中国登録商標第161679号）を侵害した4つの省の12企業を共同被告として、上海市の人民法院へ訴えて、侵害行為の禁止と損害賠償請求が認められた1992年の上海市揚浦区基層人民法院の判決が知られている（「中国専利与商標」1995年第1期、中島敏・黒瀬雅志監修「中国知的財産権判例100選」310頁、日本国際貿易促進協会、1997年10月刊）。
- 7) 日本の特許庁が定める「審査基準」が審査官の参考に供されるものであって、法令上の根拠を有するものでないのに対し、「審査指南」は、國務院が定めた「条例」である「特許法実施細則」122条の規定による授權を得て、国家知識産権局が定める「部門規章」（管轄行政庁が制定する行政法規）であって、法令の一部を構成し、法的拘束力を有する。
- 8) 人民法院組織法33条には、最高人民法院の重要な任務の1つとして、「最高人民法院は裁判の過程において具体的にいかに法律、法令を適用するかの問題について、解釈を行う」ことが規定されている。
- 9) 法積〔2009〕21号、公布2009年12月28日、施行2010年1月1日
- 10) 最高人民法院知識産権審判案例指導編委會編「最高人民法院知識産権審判案例指導」第3集、167頁（中国法制出版社、2011年5月刊）
- 11) 張雨「中国における意匠の類否判断についての考察」（「知財管理」61巻、11号、1637頁）に紹介がある。
- 12) 中島敏「特許権をめぐる裁判例」（別冊NBL/132号所収、商事法務、2010年3月刊。北京市高級人民法院1995年3月28日判決。最高人民法院公報1995年第3期）

（原稿受領日 2013年4月24日）